

## 新型コロナウイルスの対応について

早春の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度は、全国的な新型コロナウイルス流行の影響によるご面会の制限にご協力いただきありがとうございます。家族様におかれましても、ご心配、ご不安を感じていらっしゃるものと存じます。

行政の指示に従い当施設におきましても、感染拡大防止への対応を行なっております（令和2年3月25日現在においては、感染疑い含め対象者はありません）

### ①情報共有・報告等の実施

下記のような症状がみられた場合は、厚生労働省の受診の基準に準じて「帰国者・接触者センター」に電話連絡を行ない、指示を受け、速やかに市町村・県へ報告を行なっております。

社会福祉施設等の入居者等（当該施設等の入居者及び職員等をいう）であって、37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である入居者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者

### ②情報収集

感染症対策委員会を随時開催し、各種自治体等の情報を共有しながら取り組み方針について検討、感染防止の対応を徹底して行なっております。

### ③消毒・換気の実施

苑内における共用部、居室の消毒・換気を通常より徹底して行なっております。

### ④ご来苑者について

家族様におかれましては、ご面会の制限にご協力いただいておりますが、外部業者等につきましても検温をした上でマスクの着用と消毒の依頼を徹底しております。

### ⑤入居者様への対応

毎身体調確認を行なっております。引き続き状態観察に努めてまいります。

### ⑥職員への対応

勤務前に必ず検温を行ない、37.5度以上の発熱の場合は出勤停止（37.0度以上で、その他の症状がみられる場合においても同様）としております。また、不要不急の外出を控えるように通達しております。勤務時はマスク着用にてケアにあたっております。

**【感染が疑われるケースが生じた場合の対応について】**

※厚生労働省通知・行政の指示に基づき、対応してまいります

●情報共有・報告等の実施

「帰国者・接触者センター」に電話連絡し、指示を受け、速やかに市町村・県へ報告を行ない、行政の指示に従い対応してまいります。

●濃厚接触が疑われる入居者様に係る適切な対応の実施

- ・当該入居者様については、原則として個室に移動し、隔離対応とします。
- ・定期的な体温測定を行ない、体調管理に努めます。
- ・ケアスタッフは感染予防対策（ガウン着用等）を徹底し、ケアを行ないます。
- ・その他、濃厚接触が疑われる入居者の特定を行ないます。

●濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

- ・当該職員については、自宅待機とし、保健所の指示に従い対応します。
- ・その他、濃厚接触が疑われる職員の特定を行ないます。

**【感染者が発生した場合の対応について】** ※行政の指示に従い対応してまいります。

●当該入居者様については、感染症指定医療機関に入院できるように調整いたしますが、医療機関の受け入れが困難な場合、また症状が軽く入院の必要がないと判断された場合は、当該施設内において、個室隔離の対応となる可能性があります。

※個室を空ける必要があるため、現在個室利用の方には居室を移動していただく場合がございますのでご了承ください（早急な対応が必要なため、事前連絡が遅れる場合がございます）。

●全入居者様に対しフロア間の移動を制限し感染拡大防止に努めます。それに伴い、入浴については回数の減少または中止となる可能性がございます。

●全入居者様に対し可能な限り居室内にて過ごしていただきます。また、食事の時間が重ならないように召し上がっていただく等、極力接触を避けるように対応いたします。

●入居者様、スタッフにおける濃厚接触者の検査については、保健所・行政の指示に従い対応してまいります。